

個体群管理実施マニュアル

1. はじめに

滋賀県では農業被害の深刻化に伴い、平成14年（2002年）に第1次の特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定し、以降、ニホンザル（以下「サル」という。）による被害の軽減を図ってきた。

その結果として農業被害金額は減少してきたものの、家庭菜園への食害や人家への侵入などの生活環境被害が顕著なものとなっている。そのため、令和6年（2024年）3月に滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）（以下「第5次特定計画」という。）を定め、個体群管理、被害防除対策および生息環境管理の3つの柱を総合的に実施することにより、農作物被害および生活環境被害を減少させ人間とサルの軋轢を緩和することを目標としている。

第5次特定計画では、県内に6つの管理ユニット*（以下「ユニット」という。）を設定し、ユニットごとに群れの管理の方針（以下「ユニット管理方針」という。）を定めることで、被害防除対策等の情報の共有化や、計画的かつ効率的な個体群管理を進めていくこととしている。本マニュアルは第5次特定計画に基づく対策のうち、主に個体群管理に係る対策について、個体数調整の手順や捕獲に関する事項について具体的に示すものである。

なお、本マニュアルは、環境省が平成28年（2016年）3月に作成した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成27年度）」を参考に、最新の情報（特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）改定版（令和6年（2024年）4月策定予定））も踏まえ作成したものである。

（本マニュアルにおける主な改訂内容）

- ・ユニット管理の推進（P.3）
- ・加害レベルに応じた捕獲オプションの判断基準の変更（P.4）
- ・有害鳥獣捕獲の捕獲上限の変更（P.5、6 「群れの10%」→「群れの15%」）
- ・部分捕獲での残すべき頭数の変更（P.5、7 「40頭程度」→「30頭程度」）
- ・個体数調整実施後の効果検証を追加（P.10）

※管理ユニット…広域に分布し地域的に特性の異なるサル群れの対策にあたり、計画的かつ効率的に管理を進めるため、市町の行政界を跨ぎ、隣接して生息する複数の群れを包含した管理単位を設定する。設定に当たっては、平成27年度（2015年度）に環境省が改訂した「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）」（以下「環境省ガイドライン」という。）を参考としている。環境省ガイドラインでは、サ

ルの群れが広域に連続して分布している場合は「都道府県の地方事務所単位など管理がしやすい行政区域で管理ユニットを設定する」こととしており、広域に連続してサルが分布している本県においては、県の地方事務所の管轄を考慮し、県内を6つの管理ユニットに分割する。

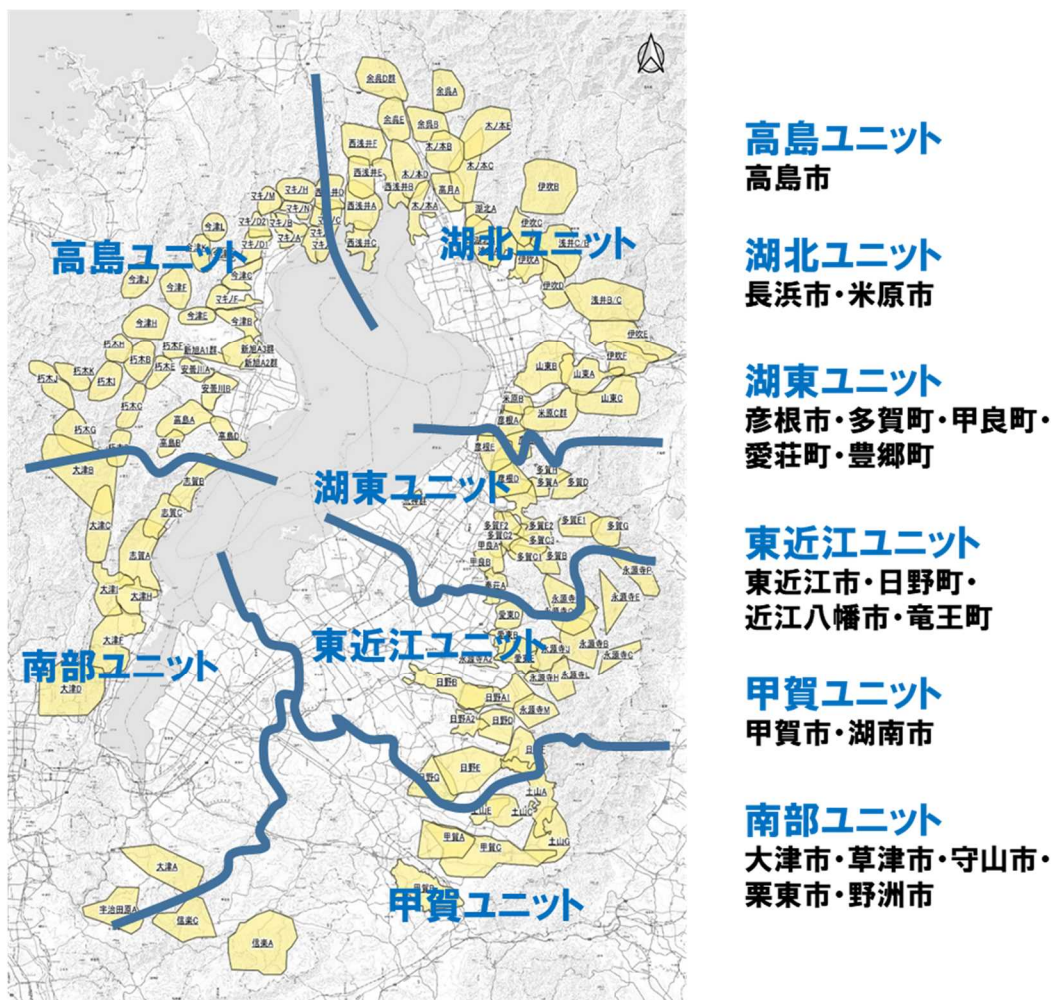


図1 ユニットの区分

2. 個体群管理の考え方について

サルは基本的に群れで行動するため、群れ単位での個体群管理が基本である。個体群管理を行うには加害する群れを特定し、生息環境、群れの分布状況や個体数、加害の程度などの現状把握を行い計画的に進めていくことが重要である。

また、無計画な捕獲は群れの消滅や分裂を引き起こし、保全においても、管理においても望ましいものではない。目標が不明確な捕獲を継続することは、捕獲の成果の把握が困難になるだけでなく、行政コストの増加にも繋がる。

なお、被害の軽減のためには、個体群管理だけでなく地域ぐるみでの総合的対策を継続して実施することが重要である。

3. 計画的な捕獲を実施するための方策

(1) ユニット管理（第5次特定計画 8（1）参照）

県内のサルは連続して分布しており、個々の群れへの対策だけでは、捕獲後に周辺の群れの侵入による被害の発生が起こるなど、根本的な解決には至りにくいことから、計画的かつ効率的に複数の群れの管理を行うことを目的とし、ユニット管理方針を定める（図2）。

ユニット管理方針とは、加害レベルや分布の連続性などの群れの状況、被害防除対策を実施する集落の状況、森林など周辺の生息環境の状況を踏まえ、侵入防止柵の設置位置などの被害防除に関する情報の共有化を図り、保全すべき群れ、規模を縮小すべき群れ、および全体捕獲（全頭捕獲）を実施すべき群れ等の群れの管理の方向性を定めるものである。

ユニット管理方針についてはユニットごとに開催するユニット会議において案を作成し、県が専門家により構成される検討会に対しその案についての報告を行い、検討会からの助言を踏まえて策定することとする（様式1）。

なお、ユニット管理方針に基づく個体数調整においては、都度、検討会に諮ることを要せず、市町による計画的な個体数調整による管理を促していく。

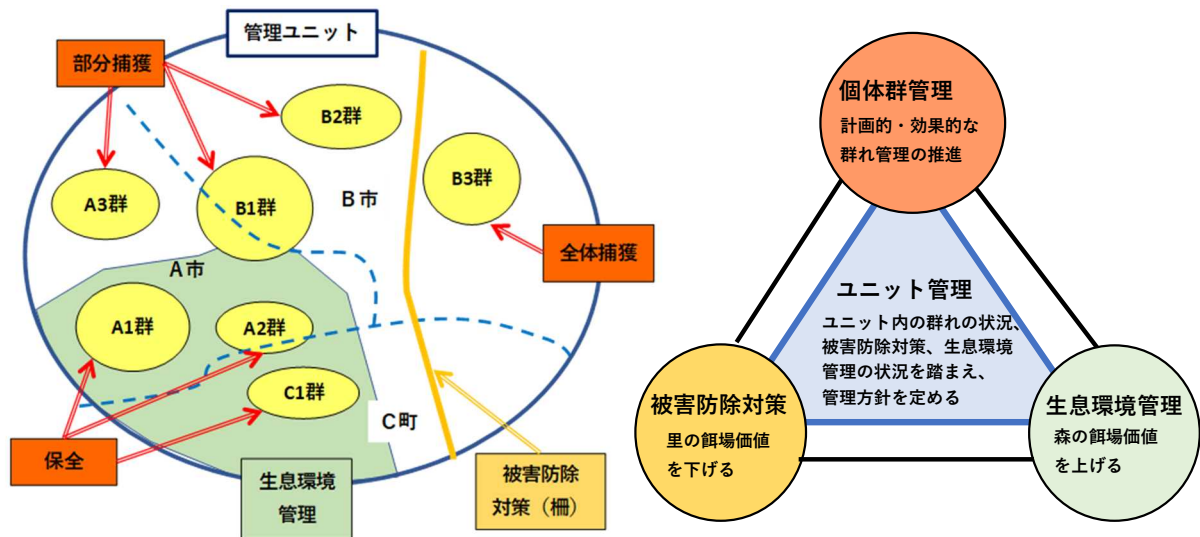


図2 ユニット管理のイメージ

(2) ユニット会議（第5次特定計画 8（2）参照）

県と市町の関係部局や専門家等により構成し、ユニット管理方針の策定を目的に開催する。なお、会議は年1回以上の開催とする。

ユニット会議はユニット管理方針の検討以外にも、情報の共有化を目的とし、隣接市町での効果的な対策の事例の共有などを通じて、個々の地域で抱えている課題解決の手がかりを得る場となることも期待される。

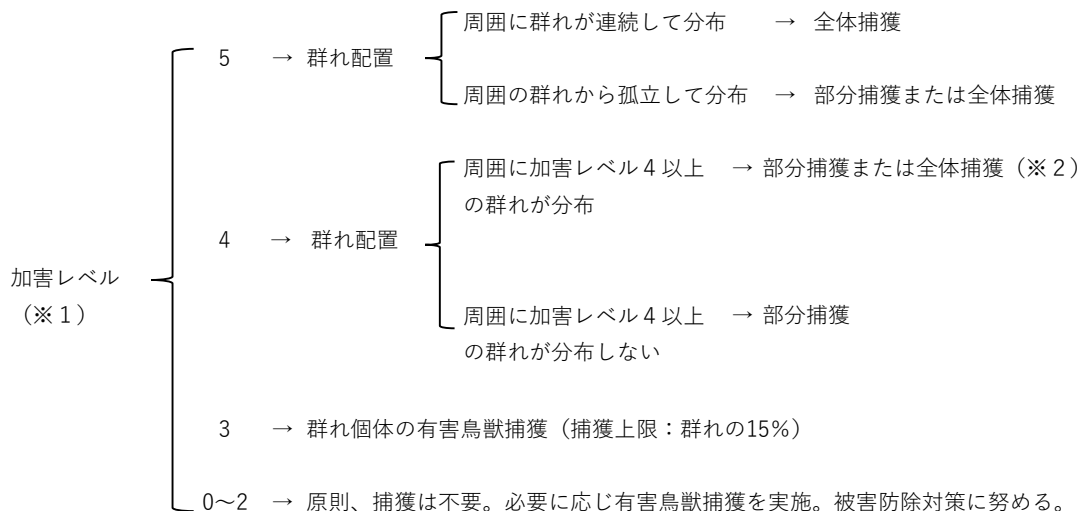
4. 地域実施計画の策定（第5次特定計画 8（3）参照）

各市町はユニット管理方針を踏まえ、市町に生息する全群れを包括した地域実施計画を作成し、計画的な群れの管理に取り組む。地域実施計画には以下の項目を記載する（様式2）。

- ・群れの状況（個体数、加害レベル、被害状況、被害の程度など）
- ・捕獲に関する事項（群れごとの捕獲方針（有害鳥獣捕獲、個体数調整）、捕獲目標数、実施時期など）
- ・被害防除対策に関する事項（各種対策の重点実施地域、実施時期など）
- ・被害防除対策実施体制に関する事項（実施体制の構築、地域実施計画の住民説明会、研修会の開催など）
- ・生息環境管理に関する事項（森林整備、緩衝帯整備、実施時期など）

5. 個体数管理手法（捕獲オプション）（第5次特定計画 8（4）参照）

計画的かつ効果的な捕獲を行うには、加害群れを特定した上で、加害レベルや群れのサイズ等に応じて、個体数管理手法（捕獲オプション）を適切に選択する必要がある。捕獲オプションの判断基準や区分については図3、表1のとおりである。



加害レベル	加害レベルごとの群れ特性
5	サル の 群れ全体が、通年・頻繁に出没している。生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。
4	サル の 群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。まれに生活環境被害が発生する。
3	サル の 群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出している。
2	サル の 群れの出没は季節的で農作物の被害はあるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
1	サル の 群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
0	サル の 群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。

※1 県モニタリング調査時と比較し、加害レベルの上昇が懸念される場合には再検証のうえ、捕獲オプションを検討する。

※2 部分捕獲を実施しても地域の被害軽減が見込めない場合には、地域での被害防除対策の状況や個体数調整実施後の対策の取組状況などを勘案し、全体捕獲の実施を可能とする。

図3 捕獲オプションの判断基準

表1 捕獲オプションの区分

捕獲オプション		目的	対象	捕獲可能数	捕獲時期	実施手続き
有害鳥獣捕獲	ハナレザル等	農作物または生活環境に係る被害防止のための一時的対策	群れに属していない個体	上限を定めない。	被害発生ごと	市町が許可
	群れ個体		群れに属している個体	捕獲前の群れの個体数の15% (年間) まで捕獲可能。なお、 <u>ユニット会議での協議を踏まえ、群れの生息状況等を考慮した個別の値を設定することが可能とする。</u>		
個体数調整	部分捕獲 (多頭捕獲)	効果的な被害防除対策を可能とするため、加害群の個体数の抑制	加害レベル4以上の群れ	<u>30頭程度 (オトナメス10頭以上) に減少させることが可能。ただし、捕獲対象の群れが30頭以下の場合、オトナメスの数に留意し、この限りではない。</u>	被害時期に関わらず、許可期間を通して可能	県が許可
	全体捕獲 (全頭捕獲)	対策を行っても被害が低減しない加害群の除去	加害レベル5の群れ※	群れの全頭の捕獲が可能。		

※ 群れ配置や被害の状況、集落の対策実施体制等を鑑み必要と考えられる場合は、この限りではない。

(1) 有害鳥獣捕獲

有害鳥獣捕獲は被害防止のための一時的対策であるため、基本的には加害個体の除去に限って許可できるものとする。有害鳥獣捕獲は、加害個体が群れに属するか否かによって、以下のとおり区分する。

なお、捕獲だけでは対策としては不十分であるため、被害集落のエサ場価値を下げるなどの被害防除対策をあわせて実施すること。また、群れの悪質性が高く有害鳥獣捕獲だけでは被害軽減が不十分である場合は、「(2) 個体数調整」の実施について検討を行う。

さらに、実施者(市町)は捕獲個体を対象に、捕獲日時・捕獲場所・性別・齢クラス(成・幼獣)・処理の方法を記録し、その実績を県に報告すること。県は報告に基づき、有害鳥獣捕獲の適切な実施について確認をすること。

① ハナレザル等の有害鳥獣捕獲

群れに属しない単独で生活するオス個体(いわゆる「ハナレザル」)やオスのみで形成されるグループの特定の個体等が、農作物被害または生活環境被害を繰り返し発生させる場合、または、人身被害の発生等、緊急を要する場合に行う管理手法である。

年間捕獲数の上限を定めないが、群れに属する個体ではないことを把握するために、捕獲者が捕獲位置や出没状況を記録することが重要である。

② 群れに属する個体の有害鳥獣捕獲

群れに属する個体が、農作物被害または生活環境被害を繰り返し発生させる場合、または、人身被害の発生等、緊急を要する場合に悪質個体を識別したうえで捕獲を行う管理手法である。

個体群の保全の観点から、群れの個体数を大きく減少させるおそれのない範囲で行うこととし、年間捕獲数の上限は、捕獲前の群れの個体数の15%以内とする。これは、野生群の個体数の年間の増加率は3%から10%程度だと考えられているが、集落に依存し栄養価の高いエサを採食している場合には、より高い増加率となることが知られており、この範囲であれば加害レベルの低減を図りながら、群れの存続にも大きな影響を与えることはないと考えられるためである。

また、上記のとおり個体数の増加率は集落への依存度等の群れの行動様式により異なり、捕獲が群れに与える影響についても群れの個体数等により様々である。そのため、年間捕獲数の上限については上記の15%以内を基本としつつ、各市町のサル群れの生息状況を踏まえた協議をユニット会議において行うことで、各市町における群れの生息状況に応じた上限を定めることができるものとする。

なお、(2) 個体数調整に記載するとおり群れのオトナメスの動向に注意し、捕獲することとする。

(2) 個体数調整

サルの個体群管理のための捕獲は、計画的に群れ単位で行うことが重要であり、個体数調整は加害レベル・個体数・生息地環境などの調査データを考慮して計画的に実施する群れの捕獲方法である。群れによる被害が非常に大きく、防除対策を行うのみでは被害が軽減できないと考えられる場合や、防除対策に先行し個体群管理が必要であると考えられる場合においては、個体数調整を実施することができる。

個体数調整については、群れの存続を前提とする「部分捕獲（多頭捕獲）」と、群れ全体を捕獲し消滅させる「全体捕獲（全頭捕獲）」に分けられる。個体数調整の実施については、「6. 個体数調整実施の手順について」に則り実施することとし、実施後は効果検証を適切に実施する。

① 部分捕獲（多頭捕獲）

群れの存続を前提としており、群れの個体数が多いと被害防除対策を講じても被害が軽減せず、追い払い等が効果的に実行できないため、増えすぎた群れの個体数を計画で設定した個体数まで減少させる管理手法である。

部分捕獲（多頭捕獲）の対象は原則として加害レベルが4以上の群れで、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合とする。ただし、被害の状況や集落の対策実施体制等を鑑み必要と考えられる場合は、この限りではない。

部分捕獲（多頭捕獲）は追い払いなど被害防除対策のしやすさから、群れの頭数を30頭程度（オトナメス10頭以上）に減少させることを可能とする。ただし、捕獲対象の群れが30頭以下の場合、オトナメスの数に留意し、この限りではない。部分捕獲（多頭捕獲）はあくまで群れの存続を前提としており、オトナメスについては10頭を下回ると群れの絶滅確率が急激に大きくなるとされていることから、その動向に注意すること。また、オトナメスの頭数が10頭以下となった群れについては群れが絶滅するおそれがあるため、部分捕獲（多頭捕獲）の対象としない。

② 全体捕獲（全頭捕獲）

加害群の除去が目標であり、加害レベルが著しく高く、被害防除対策を実践しても被害が低減しない群れに対して、群れ全体を消滅させる管理手法である。

対象は農地や人間の居住地域に大きく依存していると考えられる加害レベル5の群れであり、追い上げ可能地域がない等、将来的な生息地の設定が困難な群れについて、地域ぐるみでの総合的対策を試みてもなお被害が軽減できない場合に対象とする。

また、加害レベルの高い群れ（加害レベル4以上）が連続して分布しており、部分捕獲（多頭捕獲）では地域の被害軽減が見込めない場合には、地域での被害防除対策の状況や個体数調整実施後の対策の取組状況などを勘案し、加害レベル4の群れについても全体捕獲（全頭捕獲）の対象とすることを可能とする。

6. 個体数調整実施の手順について

(1) 実施手順

個体数調整を実施するにあたっては、以下の手順に従う（図4）。

① 県琵琶湖環境部自然環境保全課鳥獣対策室（以下「鳥獣対策室」という。）が鳥獣対策室、県森林整備事務所、県農業農村振興事務所および関係市町で構成するユニット会議を開催し、構成機関においてユニット管理方針案を作成する。作成にあたっては専門家等の助言を受けることとする。

また、ユニット管理方針案については鳥獣対策室が検討会に報告し必要な助言を求め、構成機関へ共有する。構成機関は助言を踏まえ、ユニット管理方針を策定する。

② 個体数調整を実施する市町（以下「市町（申請者）」という。）は、ユニット管理方針に基づき、市町に分布する群れを対象とした地域実施計画案を作成する。群れが複数市町に跨る場合など、必要に応じ近隣市町等とも連携し作成する。

③ 市町（申請者）は作成した地域実施計画案を鳥獣対策室に提出する。

④ 鳥獣対策室は地域実施計画案がユニット管理方針に基づき作成されているか確認を行い、構成機関にも照会のうえ、必要に応じて意見する。

⑤ 市町（申請者）は意見を踏まえ修正を行い、修正後の地域実施計画を鳥獣対策室へ提出する。鳥獣対策室は地域実施計画をユニット構成機関へ共有する。

⑥ 地域実施計画に基づき個体数調整を実施する際は、市町（申請者）は県森林整備事務所に対し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項に基づき、鳥獣捕獲等許可申請書を提出する。提出の際は、地域実施計画を添付するとともに、その内容を説明すること。

⑦ 県森林整備事務所は申請が地域実施計画に基づいていることを確認したうえ、適当と認められるときは許可をし、許可証を市町（申請者）に交付する。

⑧ 市町（申請者）は個体数調整を実施する。実施の状況等については鳥獣対策室と情報を共有することが望ましい。

⑨市町（申請者）は個体数調整の実施後に鳥獣対策室へ結果を報告する。

⑩鳥獣対策室は個体数調整の実施結果を確認し、必要に応じて意見する。

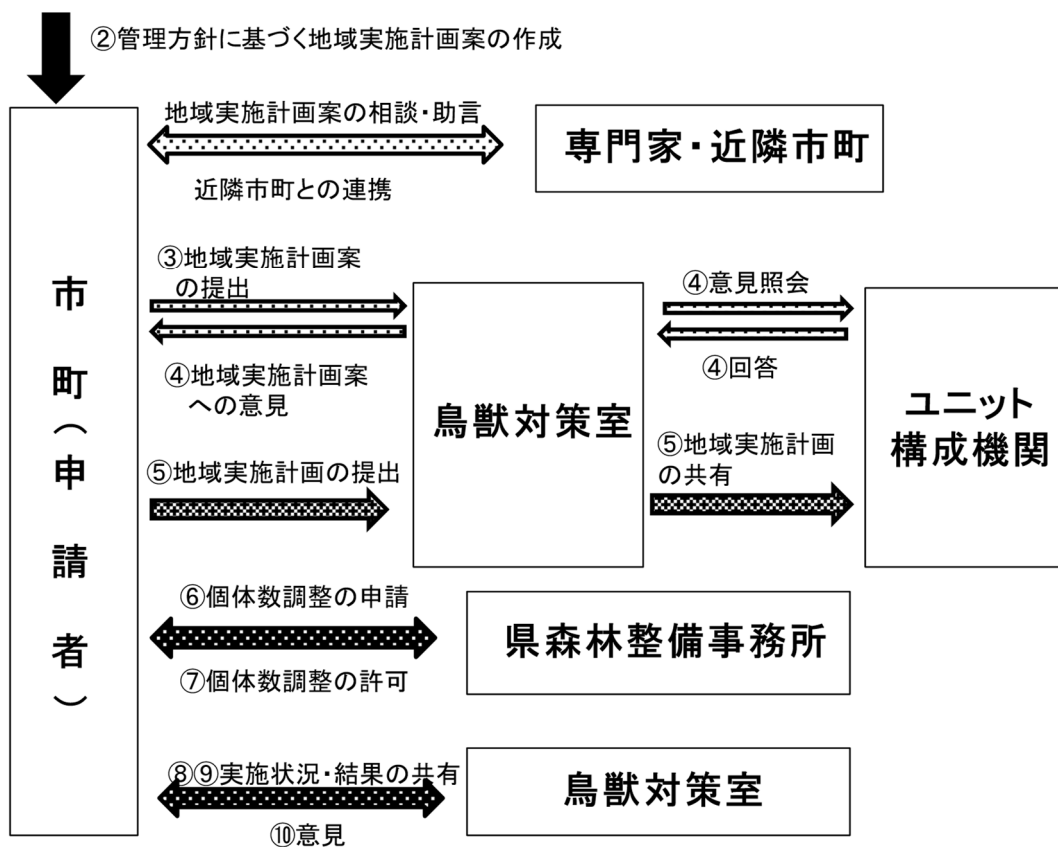
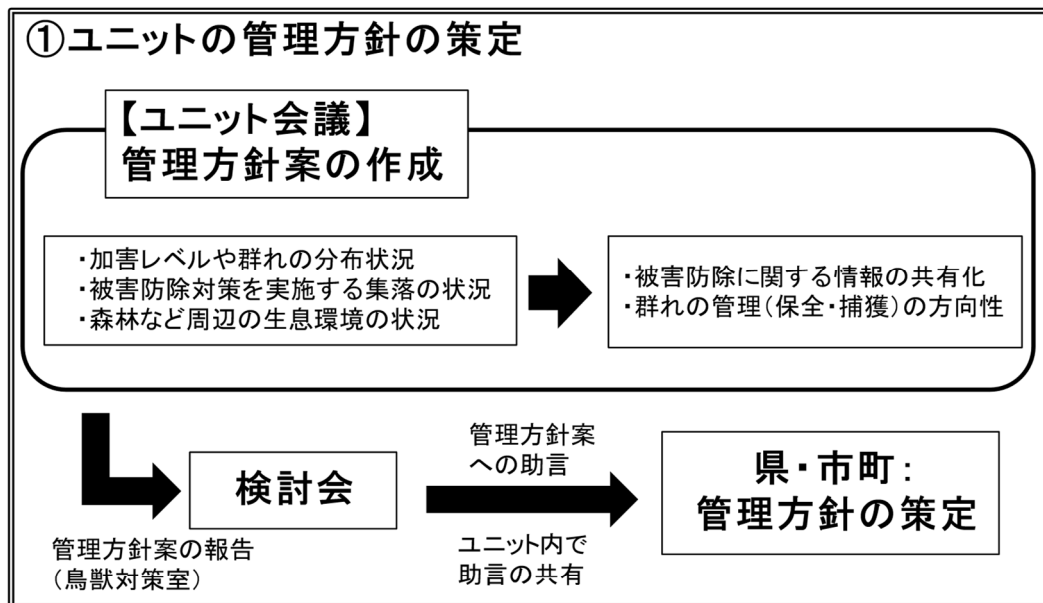


図4 ユニット管理実施時における個体数調整実施手順

(2) 捕獲後の個体の処理方法

① おりによる捕獲

おりによって捕獲した後は、原則として、銃または深麻酔等による安楽死処分を行い、実験動物として譲渡しない。死体は保護管理を目的としたデータ分析のために、捕獲日時・捕獲場所・性別・年齢クラス（成・幼獣）などの個体情報を記録するとともに、山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

② 銃器による捕獲

死体は、可能な限り、保護管理を目的としたデータ分析のために、捕獲日時・捕獲場所・性別・年齢クラス（成・幼獣）などの個体情報を記録する。また、死体は山野に放置することなく焼却等、適正に処理する。

7. 捕獲の効果検証

個体数調整により群れの加害レベルが低減しても、適切な被害防除対策が実施されなければ、周辺の群れの行動圏の変化や、捕獲した群れの個体数の再増加などにより、効果が一過性のものになってしまうおそれがある。個体数調整の効果を持続させるとともに、行政コストの増加を招かないためには、個体数調整の実施後の被害防除等の状況把握を含めた効果検証を行うことが重要である。

そのため、個体数調整の実施後は、捕獲を実施した群れの個体数や加害レベル、集落における被害の状況などについてモニタリングを行い、実施計画時の捕獲目標や取組方針について、達成状況や効果を検証する。

効果検証の結果については、鳥獣対策室が検討会に報告し、今後の対策における助言を求めることとする。また、効果検証の結果や検討会からの助言については、ユニット会議において情報の共有を図り、今後の対策に活かしていく。

なお、効果検証の結果、効果が不十分な場合は継続してモニタリングを実施し、被害防除対策等の検討に活用していく。

(1) 部分捕獲（多頭捕獲）の効果検証

部分捕獲（多頭捕獲）は捕獲により群れの規模を縮小し、地域による被害防除対策の効果を高める管理手法であり、被害防除対策の有効性を確認するためにも、効果検証については、捕獲実施の直後からモニタリングを行い、部分捕獲（多頭捕獲）した群れの状況や被害の状況、地域による被害防除対策の状況を検証することが望ましい。

そのため、部分捕獲（多頭捕獲）実施後の1年間を評価期間とし、群れ特性の変化や被害状況等の把握に努める。個体数調整を実施した1年後には、市町はその実施結果について、チェックリスト（様式4）を用いて評価を行い、その結果を鳥獣対策室に報告する。部分捕獲（多頭捕獲）の効果検証の実施時期については図5を参考とする。

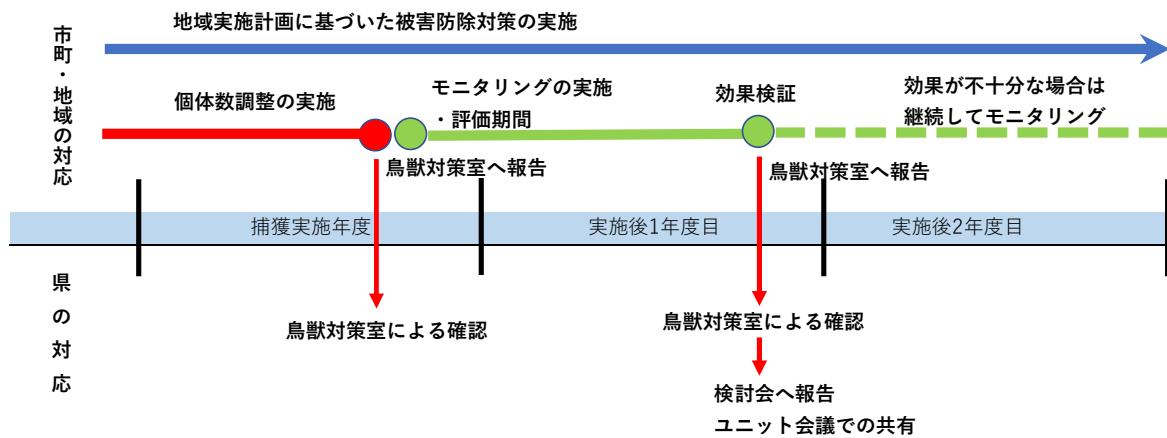


図5 部分捕獲（多頭捕獲）の効果検証の実施時期

(2) 全体捕獲（全頭捕獲）の効果検証

全体捕獲（全頭捕獲）は著しく加害レベルの高い群れを除去する管理手法であるため、捕獲実施の直後については、被害の減少が想定される。しかし、被害防除対策が適切に実施されなければ、周辺の群れの侵入などにより被害が再発し、効果が一時的なものになってしまうことが十分に考えられる。

そのため、全体捕獲（全頭捕獲）を実施した市町は、個体数調整実施後の1年後から1年間を評価期間とし、群れ特性の変化や被害状況等の把握、被害の再発防止に努める。さらに、個体数調整を実施した2年後には、市町はその実施結果について、チェックリスト（様式4）を用いて評価した結果を鳥獣対策室に報告する。効果検証を実施する時期については図6を参考とする。

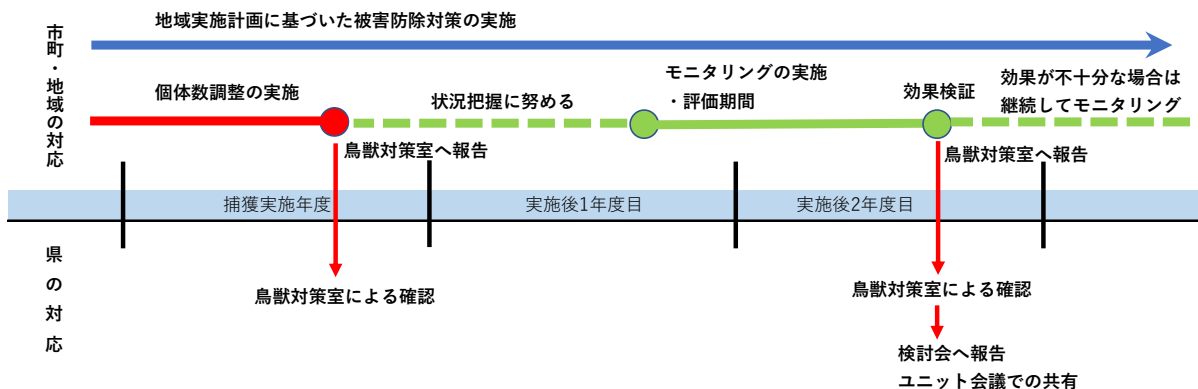


図6 全体捕獲（全頭捕獲）の効果検証の実施時期

8. ユニット管理方針策定前の個体数調整の手順について

第5次特定計画ではユニット管理方針に基づき個体群管理を行うこととしているが、ユニット管理方針が策定されるまでの間に、個体数調整を実施することが必要な場合には、第4次特定計画における個体数調整の実施の手続きを準用し実施していく。その場合の実施手順等は以下のとおりとする。

(1) 地域実施計画（ユニット管理方針策定前）

市町（申請者）は、地域実施計画（ユニット管理方針策定前）（以下「地域実施計画（ユニット前）」という。）を作成し、個体数調整の対象群れに関し、以下の項目を記載する（様式3）。

- ・対象群れおよび周辺の群れの状況（個体数、加害レベル、被害状況、被害の程度など）
- ・捕獲に関する事項（捕獲手法、捕獲目標数、実施時期など）
- ・被害防除対策に関する事項（各種対策の重点実施地域、実施時期など）
- ・被害防除対策実施体制に関する事項（実施体制の構築、地域実施計画の住民説明会、研修会の開催など）
- ・生息環境管理に関する事項（森林整備、緩衝帯整備、実施時期など）

(2) 実施手順

個体数調整を実施するにあたっては、以下の手順に従う（図7）。

- ① 市町（申請者）は地域実施計画（ユニット前）案を作成する。地域実施計画（ユニット前）案の作成に際しては必要に応じてモニタリング等調査を実施するほか、専門家等の助言を受けることとする。
- ② 市町（申請者）は地域実施計画（ユニット前）案を鳥獣対策室に提出する。なお、提出する前から常に情報を共有することが望ましい。
- ③ 鳥獣対策室は検討会に地域実施計画（ユニット前）案を報告し、助言を受ける。検討会を開催する場合は、市町（申請者）および鳥獣対策室から地域実施計画（ユニット前）について検討委員に説明し、議論を行うこととする。
- ④ 鳥獣対策室は市町（申請者）に対し、検討会の助言を踏まえ地域実施計画（ユニット前）案に対する意見をを行う。
- ⑤ 市町（申請者）は意見に基づき地域実施計画（ユニット前）案を修正し、計画を作成する。
- ⑥ 市町（申請者）は県森林整備事務所に対し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項に基づき、鳥獣捕獲等許可申請書を提出する。提出の際は地域実施計画（ユニット前）を添付するとともにその内容を説明すること。
- ⑦ 県森林整備事務所は審査を行い適当と認められるときは許可をし、許可証を市町（申請者）に交付する。

- ⑧ 市町（申請者）は計画に基づき個体数調整を実施する。実施の状況等については鳥獣対策室と情報を共有することが望ましい。
- ⑨ 個体数調整実施後、市町（申請者）はその実施結果について評価を行う。
- ⑩ 市町（申請者）は実施結果について、鳥獣対策室に報告する。
- ⑪ 鳥獣対策室は検討会に、個体数調整実施結果を報告し、意見を受ける。
- ⑫ 検討会の意見について、鳥獣対策室は市町と共有を図る。必要に応じて、対象群れやその周辺の群れについての今後の対策について検討する。
- ⑬市町（申請者）は「7. 捕獲の効果検証」に基づき、個体数調整の効果検証を行う。

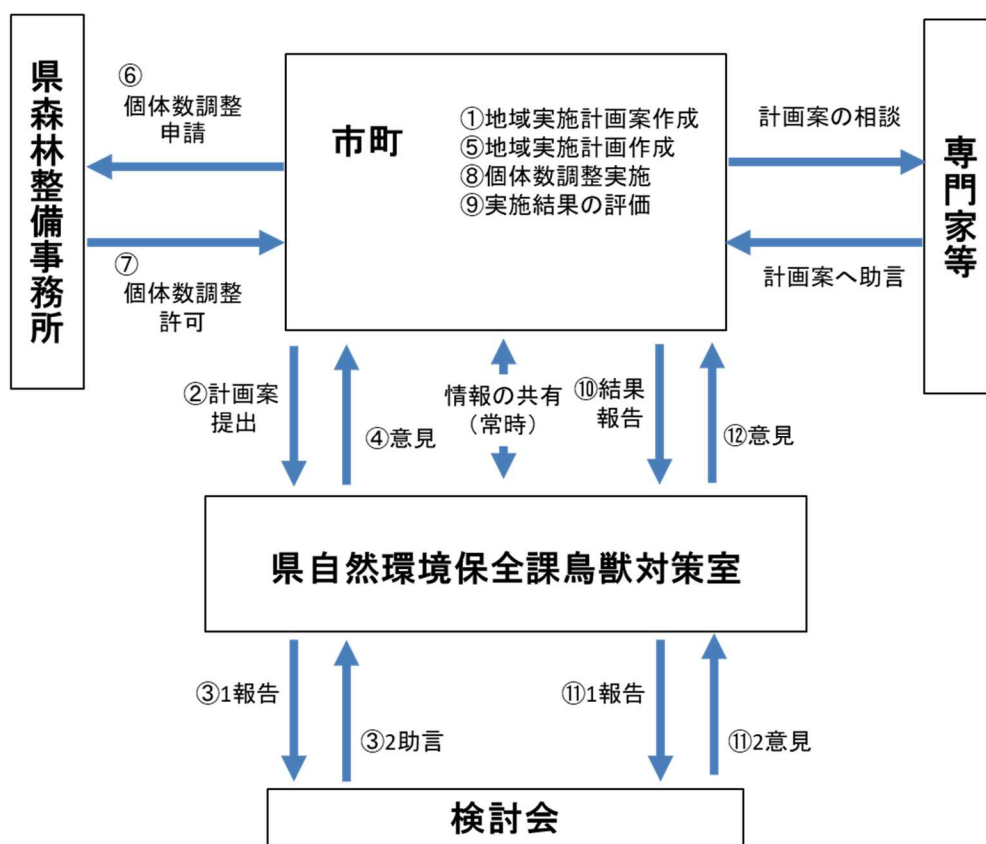


図7 ユニット管理導入前における個体数調整実施手順

(3) 簡易手続き

個体数の大きな群れや加害レベルの高い群れについては、被害集落に及ぼす影響が大きく、とりわけ大きな群れについては分裂の危険性もあり、被害の拡大が懸念される。効果的な個体数調整を早期に実施できるよう、簡易手続きによる実施制度を設けることとし、その対象および手続を以下に示す（図8）。

なお、鳥獣対策室や検討会が慎重な議論が必要であると判断した場合は、8（2）の手順により行うこととする。

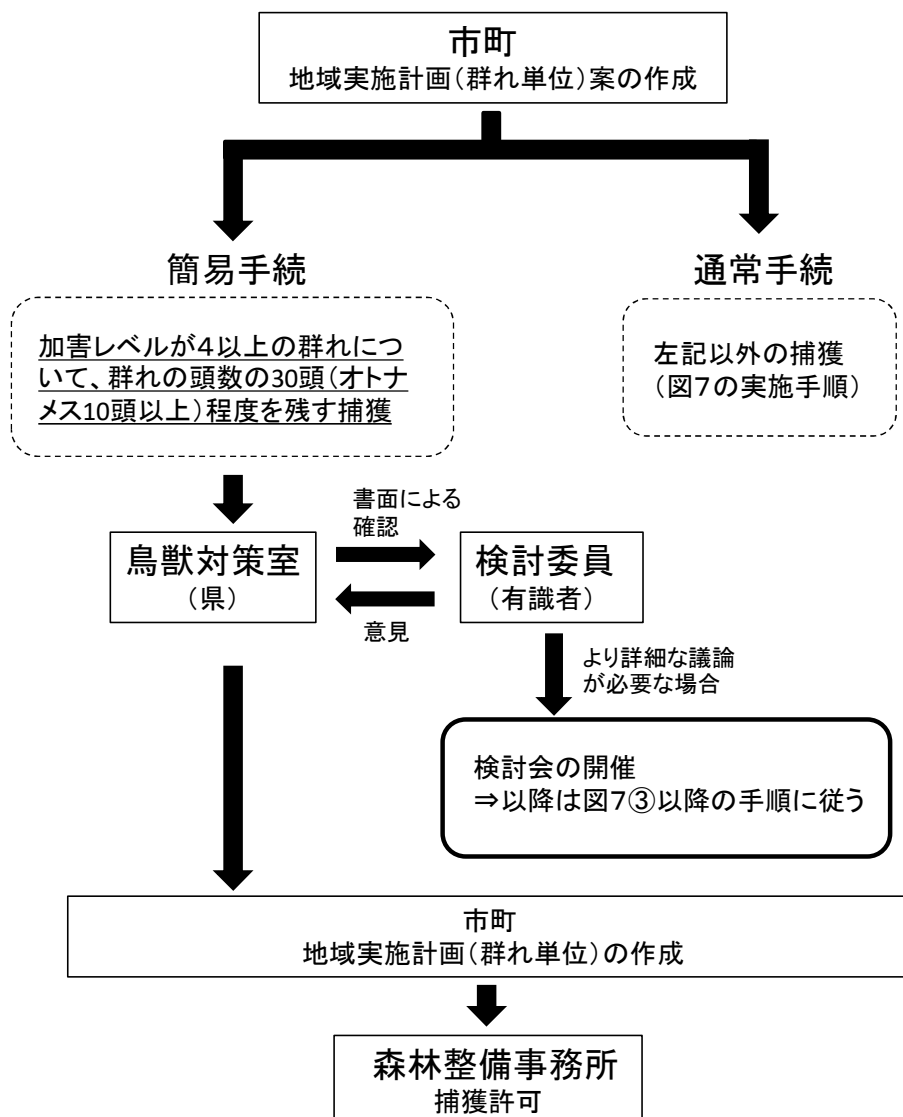


図8 簡易手続きの実施手順

(1) 現状および方針について

群れ名	分布 市町	現状										方針			
		個体数		加害 レベル	周辺群れ	被害状況			被害防除対策			生息環境 (追い上げ可能な 生息地の有無)	保全・捕 獲	捕獲 方針	捕獲 目標数
		推定数	実測値			農林業	生活環境	人身	防護柵	追い払い	他				

(2) 群れの管理方針、被害防除対策、生息環境がわかる図面を添付（別添）

(1) 現状および方針について

群れ名	分布 市町	個体数		加害 レベル	周辺群れ	被害状況			被害防除対策			生息環境 (追い上げ可能な 生息地の有無)	方針		
		推定数	実測値			農林業	生活環境	人身	防護柵	追い払い	他		保全・捕 獲	捕獲 方針	捕獲 目標数
例 滋賀-A	●●市	50	—	4	○	○	◎	×	◎	△	×	○	個体数 調整	部分 捕獲	10
滋賀-B	●●市	—	100	5	○	◎	◎	×	○	△	○	×	個体数 調整	全体 捕獲	100
滋賀-C	●●市	40	—	3	○	×	○	×	◎	○	○	○	有害 捕獲	群れの 15%以内	4
近江-A	△町	30	—	1	×	×	×	×	○	△	○	○	保全	—	—
近江-B	△町	—	60	5	○	◎	◎	△	○	△	×	×	個体数 調整	全体 捕獲	60

(2) 群れの分布図と方針 (別添)

令和○年度 ○○市・地域実施計画 (○○ユニット)

【様式2】

(1)現状と対策の方針

策定日： 令和●年●月●日

群れ名	個体数		加害 レベル	被害状況			被害程度				捕獲に関する事項			捕獲・被害防除対策・モニタリング 工程							
	推定数	実測値		農林業	生活環境	人身	深刻	大きい	少し	なし	捕獲 種別	捕獲 方針	捕獲 目標数	令和	年度	令和	年度	令和	年度	令和	年度

(2)これまでの実績

	令和 年度	課題等
捕獲		
被害防除対策		
モニタリング		
その他		

(3)ユニット管理方針 (添付)

令和6年度 ●●市・地域実施計画(〇〇ユニット)

【様式2】

(1)現状と対策の方針

策定日： 令和6年10月1日

群れ名	現状						捕獲に関する事項			捕獲・被害防除対策・モニタリング 工程									
	個体数 (調査年度)		加害 レベル (調査年 度)	被害状況			被害程度			捕獲 種別	捕獲 方針	捕獲 目標数	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度		
	推定数	実測値		農林業	生活環境	人身	深刻	大きい	少し									なし	
滋賀-A	50 (R4)		4 (R4)	○	◎	×		A集落			個体数 調整	部分 捕獲	10	研修会(A集落)	GPS調査 柵設置(A集落) 研修会(B集落)	個体数調整 檻建設着手	捕獲実行	効果検証 集落アンケート	
滋賀-B		100 (R5)	5 (R5)	◎	◎	×		A集落 D集落			個体数 調整	群れ 捕獲	100	GPS調査 個体数調査 研修会(A集落)	檻建設着手 柵設置(A集落) 研修会(B集落)	捕獲実行	研修会	効果検証 被害防除対策	
滋賀-C	40		3 (R5)	×	○	×				F集落 G集落	有害鳥獣 捕獲	15%以内	4	捕獲実行 被害防除対策	捕獲実行 被害防除対策	捕獲実行 被害防除対策	捕獲実行 被害防除対策	捕獲実行 被害防除対策	

(2)これまでの実績

	R5年度	課題等
捕獲	〇〇市内全体で計62頭捕獲。	
被害防除対策	エアガンの配備有	
モニタリング	〇〇群れにGPS装着。〇〇群れの加害レベル判定実施。	
その他		サルが集落によって態度を変えている、対策がうまく行っているところではサルの移動スピードが速い、家に入ったたりしない 市内全体として住民へのアプローチが弱い(住民との情報共有(取り組み内容含む)、追い払いの仕方、正しい柵の設置方法の普及が必要)

(3)ユニットの管理方針(添付)

〇〇市・地域実施計画（管理方針策定前）

1. 現状

群れの名称	生息状況				被害地域	被害内容
	個体数	分布域	調査方法(年度)	分布の連続性		
()			()			

※ 分布域には、群れの行動域に含まれる主な集落名を記載し、被害地域には、主に被害が発生する地域を記載する。

2. 群れの管理方針

加害レベルの評価 (評価年度)	個体数調整			生息地の設定・整備	主な被害対策(右図の番号を記載)
	捕獲オプション	過去の実施	実施年度		
()					

※ 過去に個体数調整を実施している場合は、当時の地域実施計画等の資料を添付すること。

主な被害対策
1. 要因除去
2. 集落・農地環境改変法
3. 接近警報システム
4. 追い払い法
5. 追い上げ法
6. 侵入防止柵
7. 棲み分け柵
8. 有害鳥獣捕獲
9. その他(具体的に記述)

3. 実施区域

別添 実施計画区域図のとおり

4. 実施期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 (令和 年度の事業実施期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)

添付資料
・対象群れの状態(行動域、群れの個体数・構成等)を説明する資料
・被害の状況を説明する資料
・地域ぐるみでの総合的対策(柵の設置、追い払い等)の実施状況を説明する資料
・追い上げ先の生息地の状況を説明する資料(植生図等)【部分捕獲のみ】
・将来的な生息地の設定が困難であることを説明する資料
・有害捕獲および個体数調整の推移
・周辺群れを含めた対策の方針

5. 実施内容

(1) 捕獲対象群れへの対策

群れの名称	区分	被害防除対策					捕獲
		要因除去	集落・農地環境改変法	追い払い法	侵入防止柵	隣接群パトロール	
	現状						
	問題点・課題						
	取組方針						

(2) 周辺の群れへの対策

群れの名称	区分	被害防除対策					捕獲
		要因除去	集落・農地環境改変法	追い払い法	侵入防止柵	隣接群パトロール	
	現状						
	問題点・課題						
	取組方針						
	現状						
	問題点・課題						
	取組方針						

(3) 広域対策

区分	生息地管理	その他
現状		
問題点・課題		
取組方針		

(4) 普及活動

現状	問題点・課題	取組方針

【ニホンザル】個体数調整実施後の効果検証用チェックリスト

【様式4】

実施主体		群れ名		捕獲手法		対象集落	
捕獲実施時期	～		効果検証時期				

項目	内容	今回の効果検証		前回検証時の判定	
		判定	定量・定性的な評価		
被害集落の実態	被害状況	捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、サルの出没頻度は減少している。			
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、農作物被害は減少している。			
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、家庭菜園の被害は減少している。			
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、生活環境被害（家屋への侵入や威嚇など）は減少している。			
		（全体捕獲の場合） 加害群れの除去後、隣接の群れが集落へ侵入していない。			
	被害防除対策	個人による対策ではなく、地域ぐるみの対策ができています。			
		研修や講習の実施により、防除等の知識の普及啓発等が地域住民に対し行われている。			
		被害防除対策に関し、地域住民との合意形成が図られている。			
		獣害対策の地域リーダーが存在する。また、複数の地域リーダーが存在する。			
		集落環境診断が実施され、改善計画が策定されている。			
		花火やエアガン等による組織的な追い払いや追い上げが積極的に行われている。			
		追い払い等の対策の役割が、集落内でルール化されている。			
	集落環境点検	防護柵	サル対応型の侵入防止柵が適切に設置されている。		
棲み分け柵が適切に設置されている。					
定期的に破損や漏電などの点検が実施され、適正な維持管理が行われている。					
侵入経路		河川、用排水路等のサルが侵入しそうな地点が把握されている。			
		侵入経路について、適正な対策が実施されている。			
誘引除去		サルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されている。			
緩衝帯	農地と山林の間に緩衝帯を設置した後、適正に、定期的に管理がされている。				

※「判定」欄には、○（該当あり・達成済み）、△（一部該当、一部達成）、×（未達成）、－（該当なし）でチェックする。
 ※「定量・定性的な評価」欄には、対策等の状況が具体的に把握できるように記載する（例：実施済み○集落、延長〇m）。
 ※「前回検証時の判定」欄には、直近に実施した効果検証の達成状況を記載する。初回の効果検証時には「－」を記載する。

【ニホンザル】個体数調整実施後の効果検証用チェックリスト

【様式4】

実施主体	●●市	群れ名	滋賀A	捕獲手法	部分捕獲	対象集落	B集落、C集落、D集落
捕獲実施時期	R6. 8. 1~R6. 12. 28		効果検証時期	R7. 12. 1		(1回目の効果検証時)	

項目	内容	今回の効果検証		前回検証時の判定	
		判定	定量・定性的な評価		
被害集落の実態	被害状況	捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、サルの出没頻度は減少している。	○	毎週1回程度出没していたが、出没はほとんどなくなった。	—
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、農作物被害は減少している。	○	B集落で被害が際立っていたが、捕獲後は被害がなくなった。	—
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、家庭菜園の被害は減少している。	○	全集落で被害が発生していたが、捕獲後は被害がなくなった。	—
		捕獲実施前または前回の効果検証時と比較し、生活環境被害（家屋への侵入や威嚇など）は減少している。	○	庭先付近に近寄ってきていたが、捕獲が家屋へ近寄ってくる個体がいなくなった。	—
		(全体捕獲の場合) 加害群れの除去後、隣接の群れが集落へ侵入していない。	—	—	—
	被害防除対策	個人による対策ではなく、地域ぐるみの対策ができています。	△	地域ぐるみの対策が、住民に一定周知されてきたが、捕獲前の被害が大きくなかったD集落では実施ができていない。	—
		研修や講習の実施により、防除等の知識の普及啓発等が地域住民に対し行われている。	△	捕獲後に各集落で研修を実施し、それぞれ住民の半数程度の方に出席いただいた。	—
		被害防除対策に関し、地域住民との合意形成が図られている。	○	捕獲実施の際に、捕獲後の被害防除対策の重要性を説明し合意形成を図った。	—
		獣害対策の地域リーダーが存在する。また、複数の地域リーダーが存在する。	△	集落の代表者に頼った形となってしまっている。	—
		集落環境診断が実施され、改善計画が策定されている。	△	集落環境診断は全集落で実施されているものの、D集落では改善計画が策定できていない。	—
		花火やエアガン等による組織的な追い払いや追い上げが積極的に行われている。	△	B、C集落では組織的な追い払い等が実施できているが、D集落においては実施できていない。	—
		追い払い等の対策の役割が、集落内でルール化されている。	△	B、C集落ではルール化されているが、D集落においてはルール化できていない。	—
	集落環境点検	防護柵	サル対応型の侵入防止柵が適切に設置されている。	○	90%以上の農地に設置ができています。
棲み分け柵が適切に設置されている。			×	棲み分け柵の設置は進んでいない。	—
定期的な破損や漏電などの点検が実施され、適正な維持管理が行われている。			△	月に1回程度の点検が実施されているものの、約50%程度の侵入防止柵に老朽化がみられる。	—
侵入経路		河川、用排水路等のサルが侵入しそうな地点が把握されている。	○	集落マップにより把握がされている。	—
		侵入経路について、適正な対策が実施されている。	△	侵入経路について柵が設置されているものの、老朽化が進んでいる。	—
誘引除去		サルが集落へ出没する要因となっているものが特定され、可能な限り除去されている。	○	放任果樹の伐採や、二番穂の管理がされている。	—
緩衝帯	農地と山林の間に緩衝帯を設置した後、適正に、定期的に管理がされている。	△	定期的な管理がされていない箇所が	—	

※「判定」欄には、○（該当あり・達成済み）、△（一部該当、一部達成）、×（未達成）、—（該当なし）でチェックする。
 ※「定量・定性的な評価」欄には、対策等の状況が具体的に把握できるように記載する（例：実施済み○集落、延長○m）。
 ※「前回検証時の判定」欄には、直近に実施した効果検証の達成状況を記載する。初回の効果検証時には「—」を記載する。